

II 医療提供体制の改革

医療提供体制については、情報の開示に基づく患者の選択を尊重することを通じて、医療の質の向上と効率化・重点化を図るとともに、国民の医療に対する安心と信頼を確保していくことが重要です。

当面、以下のような具体的な取組を中心に広範な施策を推進します。

病院病床の機能の明確化・重点化

医療における機能分化・重点化を推進するとともに、地域における公的医療機関の役割も踏まえた医療機関の機能分担、連携の促進を図ります。

医療のIT化の推進

電子カルテ・レセプト電算処理システムの普及を図るため、普及目標と達成年次を設定し、具体的な推進方策であるアクションプランに基づいた取組を推進します。

国民に対する情報提供の推進

国民が医療機関を選びやすくするため、医療についての広告規制の緩和を行うなど、医療に関する情報提供の充実を図ります。

(平成14年度から新たに広告規制を緩和した事項)

専門医の認定、治療方法、手術件数、医師・看護師等の患者数に対する配置割合及び人数、セカンドオピニオンの実施、電子カルテの導入、入院診療計画の導入 など

根拠に基づく医療(Evidence-based Medicine:EBM)の推進

診療ガイドライン(標準的な治療法)を優先順位に沿って計画的に作成するとともに、質の高い最新医学情報を提供するデータベースの構築を行います。

(平成13年度までに完成した診療ガイドライン)

高血圧、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、泌尿器科系疾患 など

医療安全対策、小児救急医療の確保

安心でき、信頼される医療提供体制を確立するため、総合的な医療安全対策を強力に推進するとともに、小児救急医療拠点病院の整備など小児の特性に合わせた救急医療体制の整備を推進します。

医療提供体制の改革スケジュール

